

(制定：14市24町)

環境美化条例（ポイ捨て禁止条例など）制定状況

更新：平成14年7月

自治体名	条例名	制定 (公布)	施行 ・改正	環境美化・ポイ捨て				美化区域		糞害 規定
				罰則	公表	命令	勧告	規定	指定	
神戸市	神戸市たばこの吸い殻及び空き缶等の投げ捨ての防止等に関する条例	H9.4.10	H9.6.1	罰金2				○	15	
尼崎市	尼崎市空き缶等の散乱防止に関する条例	H8.2.28	H8.5.30	△	○	○	○			
西宮市	快適な市民生活の維持に関する条例	H12.3.30	H12.7.1	罰金5・両罰		○	○			○
芦屋市	芦屋市空き缶等の散乱防止に関する条例	H9.4.4	H9.10.1				○			○
宝塚市	宝塚市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例	H7.4.1	H7.4.1	過料1		○		○	9	
三田市	三田市空き缶及びたばこの吸殻等のポイ捨て防止に関する条例	H9.3.31	H9.4.1	過料5・両罰、	○	○	○	○	7	
	千丈寺湖の環境を守る条例	H13.9.28		過料5	○	○	○	○	1	
	三田市民の環境を守る条例（不法投棄の禁止）	S50.10.1		罰金5・両罰		○				
猪名川町	猪名川町環境の保全と創造に関する条例（不法投棄の禁止）	H12.3.28	H12.10.1		○		○			
明石市	明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例	H11.6.30	H11.10.1	罰金5・両罰		○	○	○	4	○
加古川市	加古川市空き缶等の散乱及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例	H13.3.29	H13.10.1	罰金3		○	○	○		○
	加古川市清流保全と水辺のまちづくり条例（投棄の禁止）	H7.12.22	H8.1.1							
高砂市	高砂市環境保全条例（廃棄物の投棄の禁止）	H11.3.31	H11.10.1							
	高砂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（清潔の保持）	S51.4.1	S51.4.1							
播磨町	播磨町廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例	H12.12.13	H13.4.1							○
西脇市	西脇市民の環境をまもる条例（廃棄物等の放置及び投棄の禁止）	S48.10.6	H12.3.24	罰金3		○	○			
三木市	三木市環境保全条例	S50.10.2	S51.4.1			○	○			○
社町	社町良好な環境の保護に関する条例（公共の場所の汚損禁止）	H4.10.7	H5.1.1							
滝野町	滝野町美しいまちづくり条例（ごみの投棄及び散乱防止）	H5.3.26	H5.7.1	△						
加美町	加美町さわやか条例（ごみの投棄・散乱禁止）	H3.6.26	H3.6.26							
八千代町	全町公園化条例（散乱ゴミの清掃及び持ち帰りの励行等）	H4.3.31	H4.3.31							
姫路市	姫路のまちを美しくする条例	H8.3.26	H13.5.30	罰金2	○	○	○	○	20	○
神崎町	神崎町環境にやさしい町づくり条例（ゴミの廃棄、放置、散乱の禁止等）	H10.12.21	H10.12.21				○			○
山崎町	山崎町環境美化条例	S62.7.10	S62.7.10	△				○	1	人便
波賀町	波賀町環境保全条例（廃棄物の投棄等の禁止）		H6.12.1	△			警告			
千種町	千種町環境保全条例（廃棄物の投棄等の禁止）	H13.9.26	H13.10.1		○	○	○			○
城崎町	城崎町ポイ捨て等防止にかかる要綱		H12.12.1	△	○	○	○			○
和田山町	和田山町民の環境をまもる条例（公共の場所の清潔保持）	S49.3.15	S49.3.15							
篠山市	篠山市ポイ捨て等防止条例	H11.4.1	H13.7.1	罰金2・両罰、	○	○	○	○		○
柏原町	柏原町ポイ捨て等防止条例	H14.3.7	H14.7.1	△	○	○	○	○		○
山南町	山南町美しい町づくり条例	H12.4.1	H12.4.1	罰金3		○	○			○
洲本市	洲本市ポイ捨て等防止条例	H11.12.27	H12.3.1	△	○	○	○	○	1	○
津名町	ポイ捨てをなくす津名町美しい島づくり条例	H11.12.22	H12.3.1	△	○	○	○	○	2	○
淡路町	ポイ捨てをなくす淡路町美しい島づくり条例	H11.12.22	H12.3.1	△	○	○	○	○		○
北淡町	ポイ捨てをなくす北淡町美しい島づくり条例	H11.12.24	H12.3.1	△	○	○	○	○		○
津）一宮町	ポイ捨てをなくす一宮町美しい島づくり条例	H11.12.24	H12.3.1	△	○	○	○	○		○
五色町	ポイ捨てをなくす五色町美しい町づくり条例	H11.12.24	H12.3.1	△	○	○	○	○		○
東浦町	ポイ捨てをなくす東浦町美しい島づくり条例	H11.12.13	H12.3.1	△	○	○	○	○		○
緑町	ポイ捨てをなくす緑町美しい島づくり条例	H11.12.24	H12.3.1	△	○	○	○	○		○
西淡町	ポイ捨てをなくす西淡町美しい島づくり条例	H11.12.22	H12.3.1	△	○	○	○	○		○
三原町	ポイ捨てをなくす三原町美しい島づくり条例	H11.12.22	H12.3.1	△	○	○	○	○		○
南淡町	ポイ捨てをなくす南淡町美しい島づくり条例	H11.12.22	H12.3.1	△	○	○	○	○		○
兵庫県	環境の保全と創造に関する条例	H7.7.18	H8.1.17	△				○	154	

備考：○印又は記述は規定あり。罰則の△印は「関係刑罰法規の積極的な適用」を規定。罰金・過料の後ろの数字は、その額（単位：万円）。
いずれも罰則の適用事例なし。参考までに糞害の規定の有無を示した。